



三重県公報

県章

平成2年2月13日 火曜日 第113号

目次

告 示

- 町及び字の区域を変更する旨の届出 (地 方 課) 2
- 字の区域を変更する旨の届出 (同) 2
- 同件 (同) 5
- 同件 (同) 5
- 農業災害補償法の規定に基づく業務の規模の基準の一部改正 (経済園芸課) 5
- 保安林の指定を解除する予定である旨の通知 (林 業 課) 6
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知 (同) 6
- 漁業災害補償法の規定に基づく一定の水域 (漁 政 課) 7
- 計量器定期検査の実施 (計量検定所) 8

選 管 告 示

- 三重県議会議員四日市市選挙区補欠選挙の選挙会の場所及び日時 (選挙管理委員会) 9

公 告

- 予防接種の実施に関し協力する旨を承諾する医師の変更 (保健予防課) 9
- 土地改良区役員の就任の届出 (耕 地 課) 9
- 地積を特に減じて換地を定める土地としての指定 (農村整備課) 10
- 換地処分 (同) 10
- 同件 (同) 11
- 同件 (同) 11
- 換地処分をした旨の届出 (同) 11
- 都市計画案の縦覧 (都市計画課) 11
- 同件 (同) 12
- 都市計画の決定及びその案の縦覧 (同) 12
- 都市計画の変更及びその案の縦覧 (同) 12
- 同件 (同) 13

中島

中島

中島

中島

中島

中島

中島

中島

中島

中島

中島

- 都市計画の変更及びその案の縦覧 (都市計画課) 13
○ 同件 (同) 14

**三重県告示第92号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、名張市の区域内において、土地改良事業の施行に伴い、次のとおり町及び字の区域を変更する旨、同市長から届出があった。

平成2年2月13日

三重県知事職務代理者

三重県副知事 黒 川 弘

名張市蔵持町原出に編入する区域

名張市下比奈知字黒田3061の1、3061の3、3061の4及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部

三重県告示第93号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、多気郡明和町の区域内において、土地改良事業の施行に伴い、次のとおり字の区域を変更する旨、同町長から届出があった。

平成2年2月13日

三重県知事職務代理者

三重県副知事 黒 川 弘

1 多気郡明和町大字佐田字北出に編入する区域

多気郡明和町大字佐田字下尾557の1の一部、557の2の一部、558の1の一部、558の2、559の1の一部、559の2から559の4まで、560の1、560の2、561の1、561の2、562の1、562の2、563の1、563の2、564の1、564の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部並びに字北出565の2の一部に隣接する字下尾の道路、水路である国有地の全部、字外山572の一部及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部、字東村588の一部、616の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部、字西屋敷1402の3及びこの区域に隣接する道路、水路等である国有地の全部並びに626の1、627、628の一部に隣接する道路、水路等である国有地の全部

2 多気郡明和町大字佐田字下尾に編入する区域

多気郡明和町大字佐田字御祈禱分499の2、503の2の一部、504の一部、505、506、507の一部、508の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部、字外山544の一部、545、572の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部

3 多気郡明和町大字佐田字外山に編入する区域

多気郡明和町大字佐田字御祈禱分502の2、502の3、503の2の一部、504の一部、507の一部、508の一部、509から512まで、513の2、513の3及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字東村687の一部、688の一部、689、690の一部、662の一部、693の1、693の2、722の一部、723の13の一部、723の16の一部、723の17、723の18の一部、723の19から723の21まで、723の22から723の26までの各一部、724、725、981の7の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部

4 多気郡明和町大字佐田字東村に編入する区域

多気郡明和町大字佐田字下尾562の1の一部、563の1、564の1に隣接する水路等である国有地の全部、字外山572から580までの各一部、581の2の一部、583の一部、583の1の一部、584及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部、字北出603、604の一部、605の一部、614の1の一部、615の一部、618の一部、619の一部及びこれらの区域に介在する水路等である国有地の全部並びに571の一部に隣接する水路等である国有地の全部

5 多気郡明和町大字馬之上字亀ノ垣内に編入する区域

多気郡明和町大字馬之上字差有所278の一部、281の一部、311の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路等である国有地の全部並びに281の一部に隣接する水路等である国有地の全部、大字佐田字西屋敷1065の3、1066の2、1067、1068、1069の1、1069の3、1077の3、1077の4及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部、字東新田265の一部及びこの区域に隣接する水路等である国有地の全部

6 多気郡明和町大字馬之上字東新田に編入する区域

多気郡明和町大字馬之上字亀ノ垣内166の一部、167の一部、168の3の一部、270から272までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部、字里中186の2の一部、187の一部、188の一部、189の1の一部、189の2、189の3の一部、190の1の一部、190の2、203の3、203の7、203の8、204の3、204の7及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部、字差有所338の3の一部及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部、字田家頭340の一部、340の1の一部、341の一部、960の2の一部及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部、

字一ト城戸964の6から964の9まで、965の5

7 多気郡明和町大字馬之上字田家頭に編入する区域

多気郡明和町大字馬之上字奥野頭345の6の一部、881の1、881の2の一部、881の6及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部

8 多気郡明和町大字馬之上字奥野頭に編入する区域

多気郡明和町大字馬之上字田家頭344の1の一部、344の2の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部

9 多気郡明和町大字馬之上字寺山に編入する区域

多気郡明和町大字馬之上字奥野頭353の1、353の2、353の4から353の12まで、887の4の一部、887の26の一部、887の27の一部、887の37の一部、887の38の一部、字上洲391の1の一部、392の一部、395の一部、(396、398)の一部、400の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部、大字佐田字園山959の1、959の3から959の8まで、960の1、960の2、961の1から961の4まで、963の9から963の15まで及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部、字西相野968の1、968の3、970、971の一部、972の一部、973、974の1の一部、974の2、975の1、975の2の一部、975の3の一部、976の3の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部

10 多気郡明和町大字馬之上字上洲へ編入する区域

多気郡明和町大字馬之上字差有所307の一部、376の1の一部、376の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部、字寺山379の一部、380の一部、大字佐田字外山763の1の一部、763の2の一部、764の2の一部、765の1の一部、765の2の一部、766の1、766の2の一部、766の3の一部、767の1から767の4まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、字東村723の13の一部、723の14、723の15、723の16の一部、723の18の一部、723の22から723の26までの各一部、723の29から723の33まで、979の1から979の5まで、980の1、980の2、981の1から981の6まで、981の7から981の9までの各一部、981の10から981の13まで、981の14の一部、981の15から981の17まで、982から987まで、987の1、988、988の1、989の1の一部、989の2の一部、990の1、990の2の一部、991の2の一部、992の1の一部、993から996まで、997の1、997の2、998の2の一部、998の4の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、字西相野768、768の1、768の4、768の6から768の8まで、770の2、770の3、971の一部、972の一部、974の1の一部、975の2の一部、975の3の一部、976の3の一部、976の4、977、978の12、978の13及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地

の全部

三重県告示第94号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、多気郡宮川村の区域内において、土地改良事業の施行に伴い、次のとおり字の区域を変更する旨、同村長から届出があった。

平成2年2月13日

三重県知事職務代理者

三重県副知事 黒 川 弘

多気郡宮川村大字上真手字山口に編入する区域

多気郡宮川村大字上真手字井戸ヶ谷東100、101の1の一部、101の2及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部

三重県告示第95号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、南牟婁郡御浜町の区域内において、土地改良事業の施行に伴い、次のとおり字の区域を変更する旨、同町長から届出があった。

平成2年2月13日

三重県知事職務代理者

三重県副知事 黒 川 弘

1 南牟婁郡御浜町大字上市木字かん保に編入する区域

南牟婁郡御浜町大字上市木字長尾1070の34の一部

2 南牟婁郡御浜町大字上市木字長尾に編入する区域

南牟婁郡御浜町大字上市木字久米谷1086の2及びこの区域に隣接する水路である国有地の全部

三重県告示第96号

農業災害補償法第16条ただし書の規定に基づく業務の規模の基準（昭和39年三重県告示第56号）の一部を次のように改正し、平成2年4月1日から施行する。

平成2年2月13日

三重県知事職務代理者

三重県副知事 黒 川 弘

「農業災害補償法第16条ただし書の規定に基づく業務の規模の基準」を「農業災害補償法第16条第1項ただし書の規定に基づく業務の規模の基準」に、「但し書」を「ただし書」に改め、1の（1）を次のように改める。

(1) 水稻の当然加入基準

基準の規模	該 当 地 域
30 アール	津市 河芸町 芸濃町 美里村 安濃町
20 アール	上記の市町村を除く地域

三重県告示第97号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨、通知があった。

平成2年2月13日

三重県知事職務代理者

三重県副知事 黒 川 弘

1 解除に係る保安林の所在場所

度会郡紀勢町錦字耳切 531の4・531の5・539の3・字ヲイルキ 532の4（以上4筆国有林）、532の5・字コウズシ 540の47（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、540の40（国有林）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を三重県農林水産部林業事務局林業課及び紀勢町役場に備え置いて縦覧に供する。

三重県告示第98号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、通知があった。

平成2年2月13日

三重県知事職務代理者

三重県副知事 黒 川 弘

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市阪内町字深山1800（国有林）、辻原町字ツヅラ又（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、中勢南部地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部林業事務局林業課及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供する。

三重県告示第99号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第3項の規定に基づき、一定の水域を次のとおり定める。

漁業災害補償法の規定による水域（昭和58年三重県告示第684号）は、廃止する。

平成2年2月13日

三重県知事職務代理者

三重県副知事 黒 川 弘

かき養殖業

加入区の名称	区 域	備 考
かき志摩・度会 第1加入区	三重区第4001号、三重区第4002号及び三重区第4003号漁業権の漁場の区域	小 浜
同 第2加入区	三重区第4004号及び三重区第4005号漁業権の漁場の区域	和 具 浦
同 第3加入区	三重区第4006号、三重区第4007号及び三重区第4008号漁業権の漁場の区域	安 楽 島
同 第4加入区	三重区第4009号、三重区第4010号、三重区第4011号、三重区第4012号、三重区第4013号、三重区第4014号、三重区第4015号及び三重区第4016号漁業権の漁場の区域	浦 村
同 第5加入区	三重区第4017号漁業権の漁場の区域	畔 蛸
同 第6加入区	三重区第4018号漁業権の漁場の区域	千 賀
同 第7加入区	三重区第4019号漁業権の漁場の区域	千賀堅子
同 第8加入区	三重区第4020号及び三重区第4021号漁業権の漁場の区域	的 矢

同 第9加入区	三重区第4022号及び三重区第4023号漁業権の漁場の区域	的 矢
同 第10加入区	三重区第4024号、三重区第4025号及び三重区第4026号漁業権の漁場の区域	坂 崎
同 第11加入区	三重区第4027号漁業権の漁場の区域	三ヶ所
同 第12加入区	三重区第4028号及び三重区第4029号漁業権の漁場の区域	渡 鹿 野
同 第13加入区	三重区第4030号漁業権の漁場の区域	国 府
同 第14加入区	三重区第4031号、三重区第4032号及び三重区第4033号漁業権の漁場の区域	立 神
同 第15加入区	三重区第4034号及び三重区第4035号漁業権の漁場の区域	神 明
同 第16加入区	三重区第4037号漁業権の漁場の区域	松 山 路
同 第17加入区	三重区第4039号漁業権の漁場の区域	宿 浦 神 原
同 第18加入区	三重区第4040号及び三重区第4041号漁業権の漁場の区域	五ヶ所浦
か き 熊野灘 第1加入区	三重区第4050号漁業権の漁場の区域	引 本
同 第2加入区	三重区第4051号漁業権の漁場の区域	渡 利
同 第3加入区	三重区第4052号漁業権の漁場の区域	矢 口 浦

三重県告示100号

計量法（昭和26年法律第207号）第139条第1項の規定により、鈴鹿市において、次のとおり計量器の定期検査を実施する。

平成2年2月13日

三重県知事職務代理者

三重県副知事 黒 川 弘

施行年月日	受 付 時 間	検 査 場 所
3月19日	午前10時から午後3時まで	鈴鹿市役所別館第3駐車場
3月20日	"	"



三重県選挙管理委員会告示第23号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第1項の規定に基づく平成2年2月18日執行の三重県議会議員四日市市選挙区補欠選挙の選挙会の場所及び日時を次のとおり定めたので、同法第78条の規定により告示する。

平成2年2月13日

三重県選挙管理委員会委員長 沖 森 敏 彦

1 場 所

四日市市日永東一丁目3番21号 中央緑地体育館

2 日 時

平成2年2月18日 午後7時50分



予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第4条第1項の規定等に基づき、予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条、第6条及び第9条の規定による予防接種、結核予防法（昭和26年法律第96号）第13条及び第14条の規定による予防接種並びに市町村長が実施主体となって行うその他の予防接種の実施に関し、三県県下全市町村長に協力する旨を承諾する医師について、次のとおり変更があった。

平成2年2月13日

三県県知事職務代理者

三県県副知事 黒 川 弘

新規承諾

住所地又は勤務地市町村名

医 師 名

鈴 鹿 市

林 庸 夫

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から、理事及び監事の就任の届出があった。

平成2年2月13日

三重県知事職務代理者

三重県副知事 黒 川 弘

川北土地改良区（津市大里睦合町1292番地の1）

就任理事

津市大里川北町1131番地
安芸郡河芸町南黒田 414番地
津市大里川北町 686番地

“ “ 1159番地
“ “ 1139番地
“ “ 1111番地の 2
“ “ 685番地の 1
“ “ 290番地
“ “ 187番地の 2
“ “ 1088番地
“ “ 558番地
“ “ 93番地
“ “ 87番地

安芸郡河芸町南黒田1752番地
“ “ “ 1570番地
“ “ “ 1207番地
“ “ “ 1237番地

就任監事

津市大里川北町1143番地
“ “ 190番地

高 橋 清
河 戸 重 郎
植 田 武 久
川 北 豊
川 北 喜 文
中 西 廣 幸
川 北 政 一
植 田 一
川 北 正 治
高 橋 悠
川 北 利 文
川 北 俊 充
小 柴 紀 武
行 方 保
行 方 弘
行 方 光 夫
行 方 貞 幸

川 北 勝 次
川 北 直 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営は場整備事業上野南部第三地区の換地計画において、次の従前の土地は、地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成 2 年 2 月 13 日

三重県知事職務代理者

三重県副知事 黒 川 弘

市町村	大 字	字	地 番	地 目	地 積	特に減ずる 地積
上 野 市	上 林	原 代	65	田	786 ^{m²}	679 ^{m²}
“	上 神 戸	西 台	538	田	310	228

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営畜産経営環境整備事業中勢南部地区上真手換地区の換地処分をした。

平成 2 年 2 月 13 日

三重県知事職務代理者

三重県副知事 黒 川 弘

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、国営農地開発事業御浜地区かん保工区の換地処分をした。

平成 2 年 2 月 13 日

三重県知事職務代理者

三重県副知事 黒 川 弘

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営は場整備事業上御糸地区第3換地区の換地処分をした。

平成 2 年 2 月 13 日

三重県知事職務代理者

三重県副知事 黒 川 弘

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、名張市から換地処分（名張地区黒田換地区）をした旨、届出があった。

平成 2 年 2 月 13 日

三重県知事職務代理者

三重県副知事 黒 川 弘

都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、上野都市計画土地区画整理事業を決定したいので、次のとおり当該都市計画の案を公告の日から2週間公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、三重県知事に意見書を提出することができる。

平成 2 年 2 月 13 日

三重県知事職務代理者

三重県副知事 黒 川 弘

- 1 都市計画を変更する土地の区域
上野新都市土地区画整理事業
都市計画図書において表示する。

- 2 縦覧場所

三重県土木部都市計画課及び上野市建設部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、浜島都市計画土地地区画整理事業を決定したいので、次のとおり当該都市計画の案を公告の日から2週間公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、三重県知事に意見書を提出することができる。

平成2年2月13日

三重県知事職務代理者

三重県副知事 黒 川 弘

- 1 都市計画を決定する土地の区域
小向井土地地区画整理事業
都市計画図書において表示する。
- 2 縦覧場所
三重県土木部都市計画課及び阿児町企画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、浜島都市計画河川を決定したいので、同法第17条第1項の規定により次のとおり当該都市計画の案を公告の日から2週間公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、三重県知事に意見書を提出することができる。

平成2年2月13日

三重県知事職務代理者

三重県副知事 黒 川 弘

- 1 都市計画を変更する土地の区域
2級河川 前川
都市計画図書において表示する。
- 2 縦覧場所
三重県土木部都市計画課及び阿児町企画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、四日市都市計画市街化区域及び市街化調整区域を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり当該都市計画の案を公告の日から2週間公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、三重県知事に意見書を提出することができる。

平成2年2月13日

三重県知事職務代理者

三重県副知事 黒 川 弘

- 1 都市計画を変更する土地の区域
四日市都市計画区域
都市計画図書において表示する。
- 2 縦覧場所
三重県土木部都市計画課及び四日市市都市計画部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、四日市都市計画用途地域を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり当該都市計画の案を公告の日から2週間公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、三重県知事に意見書を提出することができる。

平成2年2月13日

三重県知事職務代理者

三重県副知事 黒 川 弘

- 1 都市計画を変更する土地の区域
四日市都市計画区域
都市計画図書において表示する。
- 2 縦覧場所
三重県土木部都市計画課及び四日市市都市計画部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、上野都市計画用途地域を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり当該都市計画の案を公告の日から2週間公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、三重県知事に意見書を提出することができる。

平成2年2月13日

三重県知事職務代理者

三重県副知事 黒 川 弘

- 1 都市計画を変更する土地の区域
上野都市計画区域
都市計画図書において表示する。
- 2 縦覧場所
三重県土木部都市計画課及び上野市建設部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、上野都市計画道路を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり当該都市計画の案を公告の日から2週間公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、三重県知事に意見書を提出することができる。

平成2年2月13日

三重県知事職務代理者

三重県副知事 黒 川 弘

1 都市計画を変更する土地の区域

3・4・4号 服部橋新都市線

3・4・8号 伊賀上野橋新都市線

都市計画図書において表示する。

2 縦覧場所

三重県土木部都市計画課及び上野市建設部都市計画課

毎週火、金曜日発行

購読料（送料共）1箇月 2,260円

1箇年 27,120円

平成2年2月13日印刷発行

津市広明町13番地

三重県

印刷 三重県総務部学事文書課